

様式第3～5号は補助金交付決定通知を受け事業が終了してから提出する書類です。

様式第3号（第6の1関係）

令和2年〇〇月〇〇日

弘前商工会議所  
会頭 清藤 哲夫 様

住 所 〒036-〇〇〇〇弘前市〇〇〇〇  
補助事業者事業所名 〇〇〇株式会社  
氏 名 会議所 太郎 印

令和2年度弘前商工会議所事業活動持続チャレンジ応援補助金請求書

下記補助金について、下記のとおり請求します。

記

- 1 請求金額 〇〇〇〇〇 円  
※弘前商工会議所から交付決定を通知された金額を記載してください  
※請求金額が様式第1号第1項の「交付を受けようとする補助金の額」  
から変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。
- 2 補助金の名称 令和2年度弘前商工会議所事業活動持続チャレンジ応援補助金
- 3 補助金の交付決定額 〇〇〇〇〇 円  
※弘前商工会議所から交付決定を通知された金額を記載してください  
※請求金額が様式第1号第1項の「交付を受けようとする補助金の額」  
から変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。
- 4 振込口座 法人の場合は会社名義の口座名を記載  
(1) 金融機関及び支店名 〇〇〇〇銀行〇〇〇〇支店  
(2) 口座番号 〇〇〇〇  
(3) 口座名義人 〇〇〇〇株式会社  
フリガナ：〇〇〇〇～〇〇〇〇  
※振込の際必要になりますのでフリガナは  
必ず記載してください

備考

補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。

担当及び提出先：  
弘前商工会議所地域・産業振興課  
電話：0172-33-4111

令和2年〇〇月〇〇日

弘前商工会議所  
会頭 清藤 哲夫 様

住 所 〒036-〇〇〇〇弘前市〇〇〇〇  
補助事業者 事業所名 〇〇〇株式会社  
氏 名 会議所 太郎 印

令和2年度弘前商工会議所事業活動持続チャレンジ応援補助金事業完了（廃止）実績報告書

下記補助事業が完了（を廃止）したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助事業の名称 様式第2号1項の事業名を記載してください
  
- 2 補助金の交付決定額           〇〇〇〇〇           円  
※弘前商工会議所から交付決定を通知された金額を記載してください  
※請求金額が様式第1号第1項の「交付を受けようとする補助金の額」から変更になった場合は必ず事務局へご連絡ください。
  
- 3 添付書類
  - (1) 事業実績書（様式第5号）
  - (2) 領収証、受領証等支払を証明するものの写し  
⇒補助対象経費に該当する領収書の全てをコピーして添付してください。  
（用紙は複数枚でも可）
  - (3) 補助事業実施の様子が分かる写真等  
⇒補助金を活用して購入した物品や成果物等をカメラ・スマートフォンで撮影し  
コピーして添付してください。（用紙は複数枚でも可）  
例）新設したホームページのトップ画像、内装工事のビフォーアフター  
購入した物品・備品・消耗品など、広報用パンフレット・チラシなど  
その他補助対象経費に該当するもの

備考

- 1 補助事業者が法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者名を記載してください。
- 2 上記に掲げる添付書類以外の書類の提出を求めることがあります。

担当及び提出先：  
弘前商工会議所地域・産業振興課  
電話：0172-33-4111

事業実績書

1 補助事業の名称

様式第2号1項と同様

2 補助事業の遂行の概要

本事業実施時の概要を記載してください。

〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇

3 補助事業の期間

弘前商工会議所から補助金交付決定通知を受けた日にち  
～  
申請者が全ての補助対象経費の支払いを完了した日にち

4 補助事業の遂行による成果

本事業を実施にあたり、得られた成果を具体的に記載してください。

〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇  
〇〇〇~~~~~〇〇〇

5 その他

上述の項目以外での実績報告があれば記載してください。

※事業を行うために発生した補助対象経費の内、市内業者（市内に本店を有するものに限る）以外に発注した場合は、その旨の詳細や理由を必ず記載してください。

備考 用紙が不足する項目は、別紙としてください。